令和 6. 4. 1 制定

(設置)

第1条 群馬大学大学院理工学府及び理工学部に、理工学府及び理工学部における教育の 充実及び推進を図るため、群馬大学大学院理工学府・理工学部理工学教育センター (以下「センター」という。)を置く。

(業務)

- 第2条 センターは、前条の目的を達成するため、理工学府長及び理工学部長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 教育実施体制及び教育方法等の企画立案に関すること。
  - (2) 教育技法や学生評価についての教職員への指導・助言に関すること。
  - (3) 学位審査体制の構築及び複数指導教員制の実質化の検証に関すること。
  - (4) 先駆的な教育実践活動についての情報収集分析に関すること。
  - (5) 教育力向上のため各種講演会、FD活動等の企画・運営に関すること
  - (6) 教育実践活動に関するデータ分析・取りまとめに関すること。
  - (7) その他センターの目的を達成するために必要なこと。
- 2 センターは、前項の業務を遂行するにあたり、理工学府及び理工学部の教職員、関係部署等に対し、必要な指示、指導又は協力の要請等を行うことができる。

(職員)

- 第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
  - (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員
- (4) その他必要な職員
- 2 センター長は、副理工学府長(教育担当)をもって充て、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター専任教員をもって充て、センター長を補佐し、センター長 に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

- 第4条 センターに、業務を円滑に推進するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学部教務委員長
- (4) 学府教務委員長
- (5) 国際交流委員長
- (6) 学生支援委員長

- (7)入学試験委員長
- (8) 大学教育・学生支援機構長から推薦のあった者 若干人
- (9) 事務長
- (10) センター長が必要と認めた者 若干人
- 4 前項第8号及び第10号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長をもって充てる。
- 7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴く ことができる。

(事務)

第6条 センター及び委員会の事務は、事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理工学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院理工学府・理工学部理工学教育企画評価センター規程(平成 26 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。